

平成 26 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼットン
(コード番号セントレックス 3057)
代表者名 代表取締役社長 稲本 健一
問合せ先 財務経理部長 森 充
電話番号 03-6416-3120

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会にて、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日（金）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	43,079 株
今回の分割により増加する株式数	4,264,821 株
株式の分割後の発行済株式総数	4,307,900 株
株式の分割後の発行可能株式総数	15,390,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 26 年 2 月 12 日 (水)

基準日 平成 26 年 2 月 28 日 (金)

効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日 (土)

(4) 株主優待制度の内容変更

上記の株式の分割に伴い、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様に対して実施しております株主優待につきまして、以下のとおり変更いたします。

<変更前>

お食事優待券

所有株式数	優待内容
1 株以上 3 株未満	2,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×2 枚)
3 株以上 5 株未満	6,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×6 枚)
5 株以上	12,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×12 枚)

公共施設入場券

所有株式数	優待内容
1 株以上	「徳川園」入場券引換券 (300 円相当券×1 枚)
	「徳川美術館」入場券引換券 (1,200 円相当券×1 枚)
	「名古屋テレビ塔(展望階)」入場券 (600 円相当券×1 枚)
	「ランの館」入場券 (700 円相当券×1 枚)
	「横浜マリンタワー(展望階)」入場券 (750 円相当券×1 枚)

※「ランの館 入場券」につきましては、「ランの館」が平成 26 年 3 月 31 日(予定)をもちまして閉館することに伴い、最終営業日までにご利用頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<変更後>

お食事優待券

所有株式数	優待内容
100 株以上 300 株未満	2,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×2 枚)
300 株以上 500 株未満	6,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×6 枚)
500 株以上	12,000 円相当のお食事券 (1,000 円相当券×12 枚)

公共施設入場券

所有株式数	優待内容
100 株以上	「徳川園」入場券引換券 (300 円相当券×1 枚)
	「徳川美術館」入場券引換券 (1,200 円相当券×1 枚)
	「名古屋テレビ塔(展望階)」入場券 (600 円相当券×1 枚)
	「横浜マリンタワー (展望階)」入場券 (750 円相当券×1 枚)

※「ランの館 入場券」につきましては、「ランの館」が平成 26 年 3 月 31 日(予定)をもちまして閉館することに伴い、優待内容を変更しております。

(5) その他

- ① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。
- ② 今回の株式の分割は平成26年3月1日(土)を効力発生日としておりますので、平成26年2月期の期末配当金及び株主優待制度につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日 (土)

(ご参考) 平成 26 年 2 月 26 日 (水) をもって名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。
- ④ その他、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>153,900</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 <u>7</u> 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,390,000</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 <u>7</u> 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p>第 <u>8</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設とこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 26 年 3 月 1 日とする。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

以上